

別表

星製菓債権者諸君に告ぐ

星製菓株式会社は和議計算未決勘定が四月末日迄に八百三十三万三千七百七十九円
の差額を生じ、消滅しなさい

星製菓が今期売上利益の激減を見よ！
昨年度決算一ヶ月前に於ける売上利益と今期四月末日の利益との比較月元の通

昭和四年四月末日 六九七、三七一、三三
五月末日 四七〇、二七八、一五
昭和五年四月末日 二四九、一七、三五

故に今日表と此の重役の数字との数字とを比較せられよ 尚又右数字のみに於てし
考へなすし

社会正義のため
人道のため、
諸君のため

星製菓第二〇五九號
昭和五年七月一日
善視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
社会局長 官 殿
又 府縣長官 殿

星製菓株式会社
星製菓株式会社
星製菓株式会社

5.7.31
1326

星製菓株式会社 勸業議 に関する件 (別表四報)

一 形勢アリ

- (一) 社会側ニテハ社債對大西重役ノ内社ヨリ他ノ重役モ大西派ヲ支持シ何レモ出社セシテ全業頓挫ノ形勢アリ
- (二) 社員聯盟ニテハ社長ノ不誠意ニヨリ外部ヨリ刺戟セントシ社長ノ妻ノ実家小金井方ニ諮詢シ解決方ヲ依頼シ引續キ對案協議中ナリ
- (三) 従業員同盟ニテハ同情聲援職工ノ六月分給料ノ請求之を不拂湯爲急議再議進言爲先斷ヲ請ヒ無業決議アリ
- (四) 在勤員ノ給料ハ七月一日支拂予定ナルモ全業至難ノ状態アリ